

## 令和3年度 随意契約の公表(建築部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和3年10月1日から令和4年3月31日までの随意契約

【建築部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅政策課	令和3年度八尾市空家等所有者特定調査業務(R3-054)	令和3年11月15日	(主担当者) 大阪司法書士会 受託司法書士 前岩 利幸	八尾市清水町1丁目1番30号	単価契約 (1件当り見込額) 50,000	本業務は、空家等の所有者等を特定するために法律や空家問題に関する専門的知識が必要な業務であり、委託先の選定にあたっては、八尾市における空家等対策の連携に関する協定締結先である大阪司法書士会より、本業務実施に最適な司法書士の推薦を受けていることから競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
			(副担当者) 大阪司法書士会 受託司法書士 西村 直史	東大阪市岩田町3丁目8番3号		
住宅政策課	令和3年度財産管理人選任申立等業務	令和4年1月11日	鈴木総合法律事務所 弁護士 鈴木 興治	大阪市北区西天満6-7-4 大阪弁護士ビル201	242,000	本業務は、市域における空家等の対策の推進を図るために行うもので、財産管理人選任申立に係る専門的知識及び弁護士としての職務上の知見、経験が必須の業務であり、弁護士の選定にあたっては、八尾市における空家等対策の連携に関する協定の締結先である大阪弁護士会から、本業務実施に最適な弁護士の推薦を受けていることから競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
住宅政策課	令和3年度財産管理人選任申立等業務その2	令和4年1月13日	太田・柴田・林法律事務所 弁護士 林 裕之	大阪市北区西天満5-1-9 大和地所南森町ビル5階	242,000	本業務は、市域における空家等の対策の推進を図るために行うもので、財産管理人選任申立に係る専門的知識及び弁護士としての職務上の知見、経験が必須の業務であり、弁護士の選定にあたっては、八尾市における空家等対策の連携に関する協定の締結先である大阪弁護士会から、本業務実施に最適な弁護士の推薦を受けていることから競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)